

未公開 判決事例紹介

法人税法 132条の2の適用を巡る控訴審判決

東京高裁、原審に続き国側が敗訴



本誌1085号4頁で紹介した更正処分等取消請求控訴事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○ゴルフ場運営を行うグループ会社への法人税法132条の2の適用を巡り争われた控訴審（令和6年（行コ）第321号）。東京高等裁判所（梅本圭一郎裁判長）は令和7年7月23日、法人税法132条の2による更正処分等は違法であるとし、国の控訴を棄却。原審の東京地裁に引き続き、国側が敗訴した。本件では、完全支配関係法人間の適格合併にも「合併による事業の移転及び合併後の事業の継続」が不当性要件の判断において考慮されるべきかどうかのポイントとなっていたが、東京高裁も、原審と同じく、事業の移転・継続状況は、不当性要件の判断において特に重視すべき要素ということできないとの考えを示した。

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

（以下、略称は、原判決別紙2の例による。また、法人税法の規定は、いずれも平成29年法律第4号による改正前のものである。）

- 1 本件は、PHDを持株会社とする企業グループ（Pグループ）の構成法人の一つであった被控訴人が、Pグループ内の別法人5社を同一日に2段階に分けて合併（本件各合併）し、被合併法人の繰越欠損金額を法人税法の規定に従い被控訴人の欠損金額とみなして法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁が、企業再編税制における一般的否認規定である法人税法132条の2の規定により欠損金額の引継ぎを否認して、法人税及び地方法人税に係る更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件各更正処分等）をしたことから、被控訴人が、控訴人に対し、本件各更正処分等の違法を主張して、次のとおり、その一部取消しを求めた事案である。
 - （1）処分行政庁が令和元年6月28日付けで被控訴人に対してした法人税（被控訴人の平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結事業年度に関するもの）に係る、次